

# 秋田県知事選挙

投票日 4月7日(日曜日)午前7時～午後7時

秋田の未来を託す人々たちを選ぶ大事な選挙です。  
よく見、よく聞き、よく考えて、貴重な一票を正しく投じましょう。

## ■今回の選挙で投票できる人は

平成5年4月8日以前に生まれた方(20歳以上)で、平成24年12月20日以前から引き続き八峰町内に住んでいて住民登録がある方です。

## ■こんな時は期日前投票を

投票日当日、仕事や旅行等の理由により投票できない場合は期日前投票ができます。入場券裏面の「期日前投票請求書兼宣誓書」に必要事項を書いて、期日前投票所へ提出すると、その場で投票できます。

※秋田県内に転出された方は、引き続き住所を有する証明書(転出先の市町村で発行)を提出することで、八峰町で投票できます。

## ■投票時間

八峰町での投票時間は、午前7時から午後7時までです。入場券が届いたら投票所、投票時間を確認してください。

## ■投票所をご確認ください

下表のとおりとなりますので、お間違えのないようご注意ください。

【期日前投票所】  
八森地区・・・ファガス「研修室」  
峰浜地区・・・峰栄館

## 【期日前投票期間】

3月22日(金)から4月6日(土)  
※期間中は、土日祝日も投票できます。

【期日前投票時間】  
午前8時30分から午後8時まで

## 各投票区の投票所

投票区	地区名	投票所
1大沢投票区	大沢・横内・仲村・小手萩・内荒巻・塙・大信田	塙川健康センター
2石川投票区	石川・稲子沢・大野・外林	石川多目的集会施設
3田中投票区	畑谷・上畑谷・強坂・内坂・沼田・田中	峰栄館
4水沢投票区	水沢・カツチキ台・駅前・三ツ森・高野々・大土面	はつらつ苑
5目名瀧投票区	目名瀧・萩ノ台・蝦夷倉・岩子・大久保岱・手這坂・大岱・大槻野	八峰町役場
6八森投票区	八森第一・八森第二・八森第三・浜田・本館	八森生活改善センター
7観海投票区	椿台・椿・中浜・茂浦・立石・横間・滝の間	ファガス
8岩館投票区	小入川・岩館第一・岩館第二	岩館生活改善センター

【郵便による不在者投票】  
身体に重度の障害がある方には、投票所に行かず自宅から投票できる

【病院などでの不在者投票】  
県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどにいる人は、その施設で不在者投票ができます。手続きはその施設で行いますので、施設の係の方に不在者投票の申し出をしてください。

【自分で書けないときは代理投票を】  
手にケガなどをして、自分で投票用紙に書けない場合は、代理投票ができますので係員に申し出てください。投票の補助者が代理で記載しますが、投票の秘密は守られますのでご安心ください。

「郵便による不在者投票制度」があります。これは、事前に郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。この郵便による不在者投票を行うには、申請書提出から障害の程度の確認後に選挙管理委員会が決定のうえ証明書の交付となります。すぐには郵便による不在者投票ができませんので、ご了承ください。

※不在者投票は、投票日までに選管に届かないと無効になります。手続きはお早めにお願います。

ご不明な点は、八峰町選挙管理委員会までお問い合わせください。  
☎76-4601(総務課内)  
☎76-4800(選管 峰栄館内)

# 「八峰町定住奨励金等事業」の一部が変更になります

## 〈用語の定義〉

Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人(但し、在学期間は含まない)

Iターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

## 定住奨励金

### 1. 対象者

八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているUターン者・Iターン者  
※申請期間は住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年以内になります。

### 2. 交付額

①単身で転入した場合は150,000円 ②家族で転入した場合は300,000円

### 3. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出してください。

＜必要な添付書類＞

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

※八峰町から転籍した場合は、転籍地の「戸籍の附票」が必要です。

### 4. その他

奨励金の交付を受けた日から、5年以内(以前の規定:「3年以内」)に転出した場合は奨励金を返還していただきます。

※平成25年3月31日までに住民登録の届出を行った方については、以前の規定を適用します。

※「定住用住宅取得等助成金」も一部変更になります。詳細については、ホームページをご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

## 次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録を行った方
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録を行った方
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした方(卒業後5年以上町外で生活していた方は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している方(同居家族含む)等

※平成24年4月1日以降に婚姻により住民登録を行った方は交付対象となります。(住民登録の届出をした日から1年以上経過した後、1年以内に申請してください)



■問合せ先 八峰町企画財政課企画係 Tel.76-4603